

22高医再発 第70号

平成22年12月17日

各病院 経理責任者 様

一般社団法人高知医療再生機構
理事長 倉本 秋

高知医療再生機構 補助事業費（謝金）の支払について

日頃は当機構の事業にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当機構の補助事業を利用して行われた講演会、自主勉強会等における講師謝金の金額について、病院内の基準を準用すると通常の講演会謝金のレベルに届かないので今回の補助金についての支払基準額を設定してほしいとの要望があり、下記のとおり設定することとしましたので、よろしく願いいたします。

なお、本通知は事業実施開始日まで遡って効力を発揮するものとしませんが、本基準に基づかず、各病院内の規程等を準用して払っていただいたものについては、これまでお願いしていました実績報告の提出で十分です。

記

講演会、自主勉強会等における講師謝金 1時間あたり10,000円

上記単価に講演時間等の実働時間数を乗じた金額の範囲内とする。

ただし、高知県外から講師を招聘する場合にあっては、用務地までの移動時間を考慮し、片道3時間を限度として講演時間等の実働時間数に加算できるものとする。

なお、一日分の支払限度額は、100,000円とする。